

神奈川県中学校テニス連盟主催各種大会実施に係る新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン

令和2年8月

神奈川県中学校テニス連盟

1 はじめに

本ガイドラインは、県中体連が、(公財)日本スポーツ協会の作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき、神奈川県教育委員会保健体育課の指導の下、神奈川県中学校体育連盟の主催大会・各種事業等を再開するにあたっての基準や、感染予防のための留意点、生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応等をまとめたものに加え、(公財)日本テニス協会が作成したガイドライン等を参考に、本連盟が感染防止対策を徹底し、安全な大会運営・各種事業に取り組むためにまとめたものです。

なお、本ガイドラインは、県中体連及び日本テニス協会が作成したガイドラインの変更等により、適宜見直しを行うこととします。

2 神奈川県中学校テニス連盟主催事業再開に当たっての基本的な考え方

***本連盟（以下専門部）は県中体連の考え方に倣い運営します。**

神奈川県イベント開催や神奈川県及び各市町村の教育活動の方針に従うとともに、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、次の条件を満たしていることを開催の条件とします。

- ①学校教育活動が再開されている
- ②部活動が再開され、安全確保の観点から30日程度の練習期間を設けていること
- ③各種目実施方法（試合形式・入場生徒制限等）を工夫し最大限感染リスクを下げること
- ④参加する生徒や保護者に基本的な考え方やリスクを周知し、理解を得ること
- ⑤大会参加については生徒や保護者の意向を尊重すること
- ⑥感染リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期すること
- ⑦本県が緊急事態宣言等の対象となった場合は、その内容を総合的に判断し、中止又は延期の検討を行うこと

3 大会開催時の感染防止策について

この内容は、あくまで包括的な事項であり、各大会や種目の特性等を勘案して、適宜、感染防止のための必要な取組を盛り込むこととします。

(1) 全般的な事項

【専門部】

- ①感染防止のため各専門部が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（大会の受付場所等）に掲示すること
- ②次の事項に該当する場合は、参加させないこと（大会当日に書面にて確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛等風邪の症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去14日以内にクラスター発生施設への滞在歴がある場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ③感染症拡大防止の対策を徹底する（例：こまめな手洗い及び手指消毒ができる環境を整備する、定期的な共用場所の消毒及び共用物の消毒を実施する、他の参加者や役員との距離（できるだけ

け2メートル以上)を取れるよう工夫する等)

④各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること

【生徒・顧問・専門部】

⑤万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、当日の試合開始までに次のような対応を行うこと

- ・**生徒**は、事前に保護者の承諾と、健康状況を別紙1にて顧問に提出する
- ・**顧問**は、学校長の指示のもと、別紙2を作成し、当日の生徒及び自らの健康状況を把握した上で別紙2を、大会当日に受付け等で専門部へ提出する
- ・**専門部**は、参加役員一覧を作成し当日朝の時点で健康チェックを行う(別紙3)
※非接触型体温計等を活用
- ・**専門部**は、生徒・顧問・役員の体調を書面により確認し、提出された書面や大会当日の時程、待機場所、運営の詳細等を、保存期間(少なくとも1ヶ月以上)を定めて保存する
- ・**顧問**は、大会当日の時程、出席生徒の行動記録等を、保存期間(少なくとも1ヶ月以上)を定めて保存する

※ 別紙1 「生徒の健康状況チェックシート及び参加確認書」 ※参加校が保管
(生徒の健康状況を確認し保護者の承諾書を含めたもの)

※ 別紙2 「参加校状況報告書」 ※専門部が保管
(顧問名で参加する生徒と顧問等の状況を把握した報告書)

※ 別紙3 「大会役員健康状況チェックシート」 ※専門部が保管
(役員等で当日の健康状態を把握した一覧)

⑥大会に参加する全ての者(生徒・顧問・役員等会場内に入る者)は、競技中以外はマスクを着用すること

⑦新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応は別紙4参照のこと

(2) 大会申込時の申合せ事項

生徒・保護者の大会参加への意見を尊重し、従来とおり、保護者の大会出場承諾書、大会参加申込書(学校長出場承諾書)を用い、さらに次の事項について申し合わせること

①生徒・顧問・役員等が次の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること

ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

エ 過去14日以内にクラスター発生施設への滞在歴がある場合

オ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

②マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等の競技を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用する)

③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

④他の参加者や役員等との距離(できるだけ2m以上、競技の特殊性や施設などの事情で困難な場合も少なくとも1~2m)を確保すること

⑤大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと

⑥感染防止のために決めた措置を遵守し、指示に従うこと

⑦新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応(別紙4参照)

- ⑧当面、無観客で開催、または大会規模や施設の利用制限等に応じ、人数制限を行うこと
- ⑨当面、開閉会式は実施しないこと（実施する場合には、規模縮小、時間短縮を行うこと）

(3) 大会会場で準備すべき事項

①手洗い場所

- ア 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- イ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- ウ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオルを用意させること
- エ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること

②更衣室、休憩・待機スペース

- ア 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること
- イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること
- ウ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
- エ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること

③洗面所

- ア トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
- イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- ウ 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- エ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- オ 手洗い後に手を拭くためのマイタオルを用意させること

④飲食

- ア 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- イ 飲食場所は広さにはゆとりを持たせ、他の者と密になることを避けること
- ウ 大会中の飲食は必要最低限にとどめ、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- エ 生徒の飲食は、参加校の責任において喫食させ、ゴミはすべて持ち帰らせること
- オ 飲料のペットボトル等の共用は厳に慎むこと

⑤会場

- ア 大会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと
- イ 換気設備を適切に運転すること
- ウ 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
- エ 当面、無観客で開催または大会規模や施設の利用制限等に応じ、人数制限を行うこと
- オ 怪我人の処置室とは別に体調不良者用の待機場所を設置すること

⑥ゴミの廃棄

- ア 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用すること
- イ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒すること、ゴミはすべて持ち帰らせること

(4) 大会当日の受付時の留意事項

- ①受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- ②発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼び掛けること（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる）
- ③人と人が対面する場所は、距離（できるだけ2 m以上）をとり、短時間で行うこと。（状況によっては、アクリル板、透明ビニールカーテン、フェイスシールドなどで遮蔽することも考えられる）
- ④受付を行うスタッフには、マスクを着用させること

(5) 大会参加者への対応

①体調の確認

顧問から生徒と顧問について次の事項を記載した書面の提出を求めること

ア 生徒と顧問については、学校長の指示のもと、大会2週間前から各学校で健康チェック等に活用している「健康観察票」等と生徒の健康状況チェックシート及び参加確認書（別紙1）で健康状況を把握し、大会当日に受け付け等で健康状況を報告すること（別紙2）

また、大会当日の日程、出席生徒の行動記録や住所、連絡先（電話番号）については、各校で把握し、感染が判明した時点で速やかに連絡できる体制を整えておくこと

イ 大会当日の非接触型体温計等を活用した体温確認（受付時の3密を回避するため自宅での検温も可とする）

ウ 大会前2週間における以下の事項の有無（次の症状が数日間継続した時は、医療機関を受診すること）

- ・平熱を超える発熱
- ・咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ・だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ・嗅覚や味覚の異常
- ・体が重く感じる、疲れやすい等
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

エ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

オ 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

カ 過去14日以内にクラスター発生施設への滞在歴がある場合

キ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

②マスク等の準備

ア 参加者がマスクを準備しているか確認すること

イ 参加の受付、着替え、ミーティング、開会式、閉会式、表彰式等の運動を行っていない間については、マスクの着用を求めること

③大会参加前後の留意事項

ア 大会の前後のミーティング等においても、3つの密を避けること

イ 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること

(6) 競技上の留意点

①十分な距離の確保

- ア 競技の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること
- イ 強度が高い競技の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- ウ 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること（感染予防の観点から、できるだけ2 m以上、少なくとも1～2 mの距離を空けることが適当である）

②運動中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

③タオルやペットボトル等の共用はしないこと

④飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと

⑤競技特性による感染防止については、各専門部の指示に従うこと

⑥当面、無観客で開催、または大会規模や施設の利用制限等に応じ、人数制限を行うこと

⑦当面、開閉会式は実施しないこと（実施する場合には、規模縮小、時間短縮を行うこと）

(7) 生徒が遵守すべき事項

①次の事項に該当する場合は、顧問が責任をもって参加を見合わせる（大会当日に書面で確認を行う）

ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

エ 過去14日以内にクラスター発生施設への滞在歴がある場合

オ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② マスクを持参すること

（参加受付時、着替え時、ミーティング、開会式、閉会式、表彰式等の運動を行っていない際や会話をする際には マスクを着用すること）

③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2 m以上、少なくとも1～2 m）を確保すること

⑤ 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと

⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと

⑦ 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

⑧ 大会の前後のミーティングにおいても、3つの密を避けること

⑨ ゴミは各自で持ち帰ること

⑩ タオルやペットボトル等の共用はしないこと

(8) 大会参加者の感染が判明した場合の対応

①大会前

ア 当該部員、顧問、濃厚接触者と特定された者の出場は認めない

イ 団体競技においては、参加申込後の生徒変更を認める

ウ 個人競技においては、欠場とする

②大会期間中

ア 大会中に発熱等の症状を訴える者を確認した場合は、当該生徒の保護者に連絡し、当該生徒を安全に帰宅させる（状況によっては保護者に迎えに来てもらうこと）

ウ 安全に帰宅できるまでの間、会場にとどまるケースを想定し、他の者と接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行う

③大会後

ア 感染者の所属する学校や行政機関の指示に従うこと

イ 当該の専門部は、速やかに事故報告書を作成し、県中体連事務局と感染者が参加した大会当日に会場内にいたすべての者に連絡をすること

(9) その他

①会場への移動等は各学校で責任をもって集団感染のリスク（3密の条件）を避けること

②今後、社会情勢が大きく変化し、通常 of 社会生活に戻るなどした場合の対応は、上記の限りではない

③（3）～（8）については、種目特性を考慮し、必要に応じて項目を追加することがある

④試合当日の具体的なルールや流れについては、大会パンフレットを参照すること